

三菱地所グループ贈収賄防止指針の制定にあたって

三菱地所グループは、三菱グループ共通の経営指針と位置付けられる三菱三綱領（所期奉公、処事光明、立業貿易）を受けて、基本使命として『まちづくりを通じた社会への貢献』を掲げており、この基本使命を実践するために行動憲章を制定しています。

そして、行動憲章に定める“私たちのありたい姿、周囲から求められる姿、これらを生み出すための姿”を実現するための具体的な行動基準を示すガイドラインとして、行動指針を制定しています。行動指針には、腐敗防止を含む『コンプライアンスの実践』を掲げており、透明性の高い経営体制づくりとコンプライアンスの強化を通じた、ステークホルダーとの相互信頼関係の構築をめざしています。

このような経営理念のもと、三菱地所グループでは、国内外の各種法規制を踏まえつつ、贈収賄防止体制を構築し、現場レベルに至るまで徹底されるための取組みに尽力して参りました。具体的には、「三菱地所グループ贈収賄防止基本規程」を制定して組織的に贈収賄防止に取り組む体制を整備するとともに、贈賄リスクアセスメント・デューデリジェンスの導入等、贈収賄防止のための各種取組みを進めて参りました。また、定期的に運用状況をモニタリングし、継続的に体制・運用の改善に努めています。

さらに三菱地所グループが、国内外で積極果敢に事業に邁進し、持続的に成長していくために、贈収賄防止に向けた取組みを進めることは、より一層重要になっています。そこで、本取組みの基盤を更に強固なものとするべく、この度、三菱地所グループの贈収賄防止に関する基本的な考え方をまとめた「三菱地所グループ贈収賄防止指針」を制定しました。

これに合わせて、三菱地所グループの役職員に対しては、行動指針と本指針を理解し遵守するよう改めて徹底いたします。また、三菱地所グループのお取引先の皆様におかれましては、本指針の趣旨についてご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2018年7月1日

三菱地所株式会社
執行役社長

吉田 淳一

三菱地所グループ贈収賄防止指針

1. 贈収賄防止の徹底

三菱地所グループは、国内外を問わず、公務員又はこれに準ずる者（以下、「公務員等」）に対して、贈賄に該当するような行為やその疑いのある行為を禁止しています。また、通常の行政サービスに係る手続の円滑化を目的とした公務員等への少額の支払い（ファシリテーションペイメント）も同様に、禁止しています。

万が一、公務員等からこれらの行為を要求されても、三菱地所グループはこれを拒絶し、状況に応じて関係当局に連絡します。

2. 贈収賄防止体制及び取組み

三菱地所グループでは、以下のとおり、贈収賄防止体制の整備・運用及びその有効性確保に向けた各種取組みを実施又は推進しています。万が一、役職員が国内・海外の贈収賄禁止法令に違反する行為を行った場合には、就業規則等に基づき、厳正に処分します。

（1）取引先との契約に係る審査・管理

① 贈賄リスクアセスメント・デューデリジェンス

取引先との契約締結前に、契約ごとに贈賄リスクを評価の上、必要に応じて、贈賄デューデリジェンスを実施する手続を定めています。贈賄デューデリジェンスにおいては、贈収賄防止責任者等による承認を得ることを要し、また、承認を得られる場合であっても、必要に応じて、贈賄リスクを軽減するための方策を講じることを契約締結の条件として付すこととしています。加えて、契約の有効期間が長期に及ぶものについては、定期的な見直しを実施することとしています。

② 贈賄行為等禁止条項の導入

一定の取引契約について、取引先に対して、契約書への贈賄行為等禁止条項の導入又は、同内容の確約書の差し入れを依頼する旨のガイドラインを定めています。

（2）接待・贈答に係る取組み

公務員等に対する接待・贈答に関して、違法又は社会通念を逸脱したものにならないよう、その承認・報告等の手続を定めています。また、公務員等に該当しない取引先に対する接待・贈答に関しても、承認・報告等の手続を定めています。

加えて、役職員が接待・贈答を受ける場合においても、過剰な接待や社会的儀礼の範囲を超える贈答を受けないようにしています。

（3）無償供与（寄付・献金等）に係る取組み

寄付・献金等の無償供与に関しても、違法又は社会通念等を逸脱するものにならないよう、承認・報告等の手続を定めています。

(4) 報告・連絡・相談に係る制度

① 社内報告

役職員が、贈収賄行為もしくはその疑いのある行為を知った場合についての報告義務及び報告手続を定めており、三菱地所グループとして速やかに対応できるようにしています。

② 内部通報制度の整備・運用

コンプライアンスに関する相談・連絡窓口としてヘルプラインを設置しています。ヘルプラインには、グループ役職員用の受付窓口のほか、お取引先専用の受付窓口も設けています。また、匿名による相談・連絡も受け付けるとともに、本制度を利用したことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。

(5) モニタリング

贈収賄防止体制及びその運用状況に関するモニタリングとして内部監査を実施しており、必要に応じて、同体制及びその運用の改善を促すものとしています。

(6) 記録管理に係る取組み

全ての取引及び資産の処分に関して、適時・正確に会計記録を作成し、社内ルールにて定められた期間において、保管するようにしています。

(7) 教育・啓発活動

贈収賄防止体制を周知徹底するため、行動指針を遵守する旨の誓約書の取り付け、社内セミナーやEラーニング等の教育・啓発活動を実施しています。

(8) 有事対応

贈収賄を含む重大なコンプライアンス違反の端緒を把握した場合には、必要な調査等を適切かつ迅速に実施いたします。もし当局による調査に対し協力を求められた場合には、真摯に対応して参ります。

3. コンプライアンス推進体制

贈収賄防止を含むコンプライアンス推進体制の詳細については、[三菱地所ウェブサイト](#)の「コンプライアンス推進体制」をご参照ください。

お取引先の皆様へのお願い

三菱地所グループが贈収賄防止を含めたコンプライアンスを徹底するため、お取引先の皆様におかれましては、本指針の趣旨を踏まえ、下記の事項についてご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 贈収賄の禁止

三菱地所グループに関連する事業において、国内・国外を問わず、また、直接・間接を問わず、贈収賄に該当するような行為やその疑いのある行為がなきよう、お願いいたします。

2. 調査及び書面締結へのご協力

お取引先様との取引に際して、お取引先様における贈収賄防止体制を把握するために、調査をお願いさせていただく場合がございます。また、一定の取引について、契約書への贈賄行為等禁止条項の導入（又は確約書の差し入れ）をお願いする場合がございます。ご理解とご協力のほど、お願いいたします。

3. 贈収賄防止の周知徹底

お取引先の皆様の役職員及び再委託先等の第三者に対しても、研修等により、贈収賄禁止法令や三菱地所グループ贈収賄防止指針の趣旨を周知徹底いただきますようお願いいたします。

4. 記録管理の徹底

三菱地所グループに関連する事業における全ての取引及び資産の処分に関して、適時かつ正確に会計記録を作成し、保持されるようお願いいたします。

5. 違反懸念時の対応協力

万が一、三菱地所グループに関連する事業において、贈収賄又は不正会計の疑いが生じた場合には、速やかに「三菱地所グループお取引先専用ヘルプライン」等にご連絡いただくとともに、三菱地所グループ又は関係当局による調査に全面的にご協力いただきますようお願いいたします。

制定：2018年7月1日

改正：2019年3月1日